

広島市障害者（児）移動支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき地域生活支援事業として行う広島市障害者（児）移動支援事業（以下「移動支援事業」という。）の実施について必要な事項を定め、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的とする。

（事業内容）

第2条 移動支援事業は、障害者等が円滑に外出することができるよう行う外出時における移動中の介護（以下「移動支援」という。）に要する費用について、移動支援給付費を支給する事業とする。

（対象者）

第3条 移動支援給付費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児のうち、広島市内に住所を有する者であって、屋外での移動が困難な者とする。ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身体障害者福祉法」という。）第4条に規定する身体障害者、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第4条第2項に規定する身体に障害のある児童並びに法第4条第1項及び第2項の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）については、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 身体障害者福祉法別表に掲げる視覚障害を有する者
- (2) 身体障害者福祉法別表に掲げる肢体不自由を有する者のうち、その障害の程度が身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年西日本旅客鉄道株式会社公告第7号）第2条第2項に規定する第1種身体障害者に該当する者（ただし、上肢の障害のみを有する者及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能の障害のみを有する者を除く。）
- (3) 前二号に掲げる者以外で、法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第20条第1項若しくは法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第21条の6第1項の規定により補装具として車いすの交付を受けた者又は法第76条の規定により車いすを購入した費用について補装具費の支給を受けた者であって、現に車いすを利用している者
- (4) 難病患者等については、医師の意見書で支援の必要があるとされた者

（対象となる外出）

第4条 移動支援給付費の支給の対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、通学又は通所のための外出を移動支援給付費の支給の対象とすることができる。この場合において必要な手続は、別に定める。

(他の給付との調整)

第5条 移動支援給付費の支給は、障害の状態につき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付のうち移動支援給付費に相当するものの支給を受けることができるときはその限度において、行わない。

2 法第6条に規定する介護給付費のうち移動支援給付費に相当するものの支給を受けることができるときは、原則として当該介護給付費の支給を優先して行うものとする。ただし、他の給付と調整が必要であると市長が認めるものについてはこの限りでない。

(支給決定)

第6条 移動支援給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、所定の支給申請書により市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定するものとし、支給の決定（以下「支給決定」という。）を行う場合は、支給決定期間及び支給量を決定するものとする。

3 前項に規定する支給量は、1か月当たり80時間を上限に市長が決定した時間数とする。

4 市長は、支給決定を行ったときは所定の支給決定通知書及び移動支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）を、支給決定をしなかったときは所定の不支給決定通知書を交付するものとする。

(支給決定の変更)

第7条 支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が前条第2項に規定する支給量その他の受給者証に記載されている事項について変更を希望するときは、所定の変更申請書により市長に申請をしなければならない。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定に係る障害者等が第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 受給者が不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(受給者の届出義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者の住所等を変更したとき。
- (2) 支給決定に係る障害者等の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

2 受給者は、受給者証を棄損し、又は紛失したときは、直ちに所定の移動支援事業受給者証再交付申請書を市長に提出し、受給者証の再交付を受けるものとする。

(移動支援の利用)

第10条 受給者は、移動支援事業を行う者（以下「移動支援事業者」という。）に受給者証を提示し、当該移動支援事業者との間で移動支援の利用に係る契約を締結した上で、移動支援の提供を受けるものとする。

2 受給者は、移動支援給付費の請求及び受領を移動支援事業者へ委任することができる。

(移動支援事業者)

第11条 移動支援事業者は、法第43条に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービスの事業の基準を満たす事業所を有し、法第36条の指定を受けることができる者又はこれに準ずると認められる者であって、法第79条第2項の規定により、同条第1項第3号に係る都道府県知事への届出又は別に定める市長への届出（市外に所在する者に限る。）をした者のうち、市長が適当と認め、移動支援事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結した者とする。

2 前項に規定する協定は、移動支援を提供する事業所（以下「移動支援事業所」という。）毎に締結する。

(移動支援の記録及び報告)

第12条 移動支援事業者は、移動支援を提供する毎に、別に定める移動支援提供実績記録票（以下「実績記録票」という。）に提供した移動支援の内容を記載し、移動支援を提供した旨の確認を当該受給者に求めなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援の提供を行った月の翌月10日までに、受給者毎に作成した実績記録票を市長に提出しなければならない。

3 移動支援事業者は、移動支援事業に係る諸記録を整備し、移動支援の提供が終了した日以後の最初の4月1日から起算して5年を経過するまでの間、これを保存しなければならない。

(変更の届出等)

第13条 移動支援事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第11条に規定する届出の内容に変更が生じたとき。
- (2) 移動支援事業を廃止、休止又は再開するとき。

(報告等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、移動支援事業者若しくは移動支援事業者であった者若しくは当該移動支援事業者であった者が設置した移動支援事業所の従業者であった者（以下「移動支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、移動支援事業者若しくは移動支援事業所の従業者若しくは移動支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは移動支援事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(協定の解除)

第15条 市長は、移動支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条に基づく協定を解除することができる。

- (1) 第11条に規定する移動支援事業者の要件（協定締結を除く。）に該当しなくなったとき。
- (2) 移動支援給付費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 法第50条の規定により指定取消処分を受けたとき。
- (4) 第11条に基づく協定に記載されている事項に違反したとき。

- (5) 不正の手段により第11条に規定する移動支援事業者となったとき。
- (6) 前条の規定による報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 移動支援事業者又は移動支援事業所の従業者が、前条の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、移動支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該移動支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が移動支援事業者として適当でないと認めたとき。
(移動支援の提供に当たる者等)

第16条 移動支援の提供に当たる者は、移動支援事業所の従業者であって、別表第1のいずれかに掲げる者とする。

2 移動支援給付費は、別表第2の対象者の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる者が左欄に掲げる対象者に対して移動支援を提供した場合に支給するものとする。

(利用者負担)

第17条 受給者は、同一の月に係る移動支援に係る費用（以下「サービス費用」という。）の合計額から次条に規定する移動支援給付費の額を控除した額を移動支援事業者に支払うものとする。

2 サービス費用の額は、1時間当たり1,900円とする。ただし、行動上の困難を有する知的障害者（児）又は精神障害者（児）で市長が必要と認めるものに対するサービス費用の額は、1時間当たり2,900円とする。

(移動支援給付費)

第18条 市長は、移動支援給付費として、同一の月に係るサービス費用の合計額の100分の90に相当する額を受給者から移動支援給付費の受領について委任を受けた移動支援事業者（受給者が移動支援給付費の受領について委任しない場合にあっては、当該受給者）に支払うものとする。ただし、同一の月に係るサービス費用の合計額の100分の10に相当する額が次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超えるときは、当該サービス費用の合計額から利用者負担上限月額を控除した額を支払うものとする。

- (1) 市町村民税世帯課税者（受給者及び受給者と同一の世帯に属する者（受給者が障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）が移動支援を利用した月の属する年度（当該利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課せられる者である場合における受給者をいう。次号において同じ。）であって、同法の規定による市町村民税の所得割の額（市長が別に定めるところにより算出した額とする。以下同じ。）が40,000円以上であるもの 9,300円
- (2) 前号に掲げるもののうち、支給決定に係る障害者等が障害児であって、同法の規定による市町村民税の所得割の額が280,000円未満であるもの 4,600円
- (3) 市町村民税世帯課税者であって、同法の規定による市町村民税の所得割の額が40,

000円未満であるもの 1, 500円

- (4) 市町村民税世帯非課税者（受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が移動支援を利用した月の属する年度（当該利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における受給者をいう。）、受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が移動支援を利用した月において要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。）であって別に定めるものに該当する場合における当該受給者、受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が移動支援を利用した月において被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者 0円

2 削除

（受給者の遵守事項）

第19条 受給者は、受給者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

（不正利得の徴収等）

第20条 市長は、偽りその他不正の手段により移動支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その移動支援給付費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、移動支援事業者が偽りその他不正の行為により移動支援給付費の支給を受けたときは、当該事業者に対し、その支払った額につき返還させることができる。

（委任規定）

第21条 この要綱に定めるもののほか移動支援事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 第13条第1号中「9, 300円」とあるのは、この要綱の施行の日から平成19年3月31日までの間は「3, 100円」と、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は「6, 200円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項第4号の規定は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

移動支援の提供に当たる者

- (1) 介護福祉士
- (2) 居宅介護従業者養成研修修了者等（「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第1条第2号、第6号又は第10号に掲げる者をいう。）
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修修了者等（居宅介護従業者基準第1条第3号、第7号及び第11号に掲げる者をいう。）
- (4) 同行援護従業者養成研修修了者等（居宅介護従業者基準第1条第3号、第7号又第11号に掲げる者。）
- (5) 行動援護従業者養成研修修了者等（居宅介護従業者基準第1条第5号、第9号及び第13号に掲げる者をいう。）
- (6) 介護員養成研修修了者（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。）
- (7) 経過措置従業者（居宅介護従業者基準第1条第15号に掲げる者のうち、移動支援に相当するサービスに係るものをいう。）
- (8) 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者等（居宅介護従業者基準第1条第16号、第17号又は第18号に掲げる者のうち、視覚障害者外出介護従業者養成研修に係るものをいう。）
- (9) 旧全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者等（居宅介護従業者基準第1条第16号、第17号又は第18号に掲げる者のうち、全身性障害者外出介護従業者養成研修に係るものをいう。）
- (10) 旧知的障害者外出介護従業者養成研修修了者等（居宅介護従業者基準第1条第16号、第17号又は第18号に掲げる者のうち、知的障害者外出介護従業者養成研修に係るものをいう。）
- (11) 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者（広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱に規定する視覚障害者外出介護従業者養成研修又はこれに相当するものと市長が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）
- (12) 全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者（広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱に規定する全身性障害者外出介護従業者養成研修又はこれに相当するものと市長が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）
- (13) 知的障害者外出介護従業者養成研修修了者（広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱に規定する知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれに相当するものと市長が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）
- (14) 看護師、准看護師

別表第2（第16条関係）

対 象 者	移 動 支 援 の 提 供 に 当 た る 者
第3条第1号に掲げる者	別表第1の第4号、第7号、第8号又は第11号に掲げる者
第3条第2号又は第3号に掲げる者	別表第1の第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第9号、第12号又は第14号に掲げる者
第3条第4号に掲げる者	別表第1の第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号第11号、第12号又は第14号に掲げる者
第3条に掲げる者のうち、同条第1号、第2号及び第3号に掲げる者以外の者	別表第1の第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第10号、第13号又は第14号に掲げる者